

越谷流山線用地測量等説明会 開催結果について

1. 開催日時、場所、参加者

| 日 | 時間帯 | 会場 | 参加者 |
|-------------|-------------|----------|-----|
| 令和6年2月4日(日) | 10:00~11:30 | 荻島地区センター | 41名 |
| 令和6年2月5日(月) | 19:30~20:30 | | 3名 |

合計 44 名

2. 説明内容

- (1) 事業概要・設計概要
- (2) 用途地域および地区計画の範囲の変更
- (3) 事業スケジュール
- (4) 用地測量の流れ、実施方法
- (5) 用地補償の流れ

※詳細内容は説明資料をご覧ください。

3. 質疑応答の概要

【設計の概要に関すること】

＜既存信号機、横断歩道の撤去に関すること＞

Q： 信号機の撤去理由として、浦和野田線交差点との信号機間隔が短いとある。国道4号バイパス南荻島交差点とこの交差点の距離も同じくらいかと思われるが、本当に誤認防止の観点から撤去する必要があるのか。

A： 信号機の設置基準では、円滑な交通の確保や誤認防止の観点から隣接する信号機との距離が150m以上離れていることが信号機設置の条件となっている。

Q： 信号機を撤去しても交通処理が可能とのことだが、残しても交通処理が出来るかといった検討はしていないのか。

A： 信号機を残した場合の交通処理の検討も行っており、この場合でも交通処理は可能という結果になっている。

Q： 信号機の件について、浦和野田線整備後の越谷流山線の交通量がどのように変化するのかが重要だと考える。将来の交通量は推測しているのか。

A： 浦和野田線の整備に伴う将来交通量の推計を行っており、その検討結果を用いて、

交差点の処理が可能かといった検討を行っている。実際に越谷流山線については、現状約1万台/日の交通があるのに対して、将来的な交通量はあまり変わらず約1万台/日という推計結果になっている。

Q： 月の半分以上は、信号機を利用し、元荒川の遊歩道に出て散歩をしている。信号機が無くなると安全に散歩が出来なくなってしまう。

A： 浦和野田線の整備により新たな橋が出来、橋を渡った箇所では新たな堤防と擦りつくので、そちらで遊歩道へ接続できる。

Q： 信号機が撤去される時期はいつごろか。

A： 信号機の撤去時期については、今段階で明確にはお伝え出来ない。県としては工事を10年後までに完了させたいと思っている。少なくとも工事に着手する前までには工事の説明会を開催し、周知させていただく。

■信号機の撤去に関するご意見・ご要望

- ・ 交通の流れがスムーズになる分、国道4号から国道463号への抜け道となる恐れがある。
- ・ 横断歩道も撤去されるため、道路を挟んで地区が分断されてしまう。
- ・ 新規の道路ならば、信号機の間隔について理解できるが、この信号機は何十年も前からあり、生活の中で機能している。それを撤去するのか。
- ・ 国道4号から浦和野田線交差点まで300m以上あるが、横断箇所が1箇所もなくなってしまうので、残す検討をしてもらいたい。
- ・ 交差点を改築するならば現在より安全な交差点にするべきである。
- ・ 信号機の間隔は150m以上とのことだが、越谷市内にはそれ以下の信号機がたくさんある。
- ・ 出津地区の住民は、この交差点を利用しないと越谷流山線へ出入りできない。
- ・ 交差する部分は、カーブになっており、危ないため信号機は必要だと考える。

■ご意見・ご要望に対する回答

- 本交差点の利用状況については、現地で調査もさせていただいており、西中の通学や南荻島地区から北越谷駅方面へ向かう交通が多くあることを確認させていただいている。そういった方々については、浦和野田線が整備されればその交差点を利用し大きな迂回なく、目的地へ行くことができるのではないかと考えている。しかし、それぞれの地区を行き来する交通は遮断されてしまうため、いただいた意見を踏まえて改めて警察と協議を行い、信号機や横断歩道の設置の可能性等について引き続き検討させていただく。その結果については改めてご報告させていただく。

＜その他事項＞

Q： 改築される越谷流山線と元荒川の間に残る、越谷流山線の旧道はどうなるのか。何かを利用するのか。神明橋下流の遊歩道を連続させるなど有効活用して、全体の歩行者導線をよく考慮してほしい。

A： 現道沿いのお宅への出入りを確保する観点から、出入りが必要な区間は残し、それ以外の箇所は行き止まりとする予定である。行き止まりの先の用途については、今後、関係者と協議しながら検討していく。

Q： 浦和野田線交差点からギャザホールまで間には歩道はつかないのか。

A： 道路の計画では、歩道を整備する計画はない。歩行者の導線を確保することについては、河川の高水敷へ遊歩道を整備することなども含め、継続して越谷市や河川管理者等と検討していく。

Q： コジマ電気の交差点からギャザホールまでの区間については、スクールゾーンの規制により、越谷流山線から生活道路への流入が禁止となっているが、守られていないのが実情である。道路の改築によりスクールゾーンの規制はどうなるのか。

A： 今後、規制を所管する警察や越谷市と協議をしていく。

Q： 現状、ギャザホールの交差点（神明町交差点）が混んでいる場合、越谷流山線を南下する車は、右折して、生活道路を抜け道として使っており危険な状況である。このようなことも考慮し、安全対策をしてほしい。

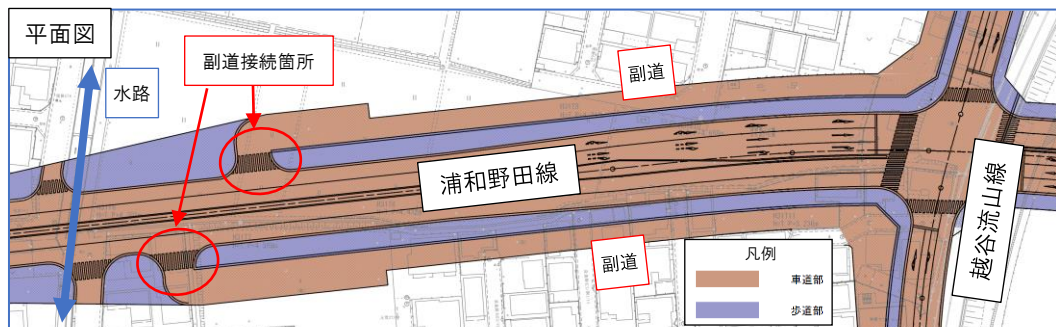
A： 浦和野田線の整備によって、神明町交差点の混雑は緩和される見込みである。また、浦和野田線が整備されれば東西の通行ルートが確保されるので生活道路への通過交通が減少するものと考えている。生活道路の安全対策については、いただいたご意見等を踏まえ、警察や越谷市と継続して協議を行っていく。

Q： マンションの箇所にバス停があるが、この道路の改築によって利用者の安全は確保されるのか。

A： 浦和野田線及び越谷流山線の整備により交通量や道路の形態が変わっていく。そのため、今後、バス会社に対して、通行ルートやバス停箇所などについて協議していく。

Q： 副道は最終的にどこに接続するのか。

A： 水路が南北に流れている箇所付近で、浦和野田線に副道を合流させる計画である。



【用地買収・補償等に関すること】

Q： 用地を買収して歩道を整備する区間は、道路の拡張はなしで、歩道の2mだけ買収するということが良いか。

A： 道路の線形が変わるため、歩道幅だけでなく、車道としても必要な部分を買収させていただき予定である。その詳細な範囲については、これから行う用地測量の中で確認し、現地で行う立会いの際には、各権利者の皆様にも確認いただく。

Q： 物件調査をしてから補償説明までの期間はどのくらいになるのか。

A： 物件の規模などによって、調査の期間が変わってくるのが実態である。物件がかかる場合、一般的に3か月程度は調査に時間がかかる。

Q： 契約後、前金として7割支払われて、更地にした後に残りの3割が支払われるとのことだが、家のローンが残っている場合、持出しが発生してしまう可能性があるが、残りの3割をその段階でもらうことは出来ないのか。

A： 申し訳ないが前金は7割以内の支出となる。残金の一部を債権者に直接支払う委任払等の手続を取ることは可能であるが、入金時期は引き渡し後となるため、それで債権者側が抵当権抹消等に応諾いただけるかは債権者側の判断となる。事例に応じて個別に対応させていただきたい。